

災害発生に備えて！

地震や台風などによる災害対策では、みなさんの日頃からの準備が不可欠です。市役所や消防・警察がみなさんを助けられるとは限りません。

みなさんは、対策をしていますか？

調布市は、東西に走る府中崖線、国分寺崖線によりおおまかに3段の階段状の土地になっています。地形と地質は、古多摩川の浸食と堆積活動で形成された砂礫層地盤の上に関東ローム層が堆積した平坦な地形面と段丘崖の斜面、及び小河川の浸食と堆積によって形成された谷底低地と斜面によって特徴付けられます。

昔の用水路や河川の周辺地域については、周辺と比べて地盤が弱く、地勢も低くなっていることから雨水が流れ込む可能性が高くなっている場合があります。

古い家屋が建て込んでいるところでは倒壊や火災の危険も高くなります。

みなさんも自分や家族、住んでいる家やその周辺地域の状況や特徴を理解し、地震や風水害が発生した時に少しでも被害を減らすための対策をしてください。

問題：あなたはどうしますか？

休日の昼間、大地震発生直後です。あなたは自宅にて、室内は大変散らかっていますが、さいわい建物には異常はありません。地域一帯が停電し、近所で被害が出ている様子です。下の質問のうち、「そうすべきだ」と思うものに○をつけてください。

- ①自宅にいては不安なので、どこか別の場所に避難する。
- ②火事が起きると困るので、火の元を確かめる。
- ③携帯テレビ・ラジオで、地震や津波に関する情報を集める。
- ④家族の携帯に電話して、無事を確かめる。
- ⑤近所の被害現場に救助や消火の手伝いのために駆けつける。
- ⑥向こう三軒両隣の安否を確認したら、指定場所や勤務先に向う。

1. 家の対策はできていますか？

阪神大震災での被害は、テレビ等の画像から火事のイメージが非常に強いと思います。しかし、実際に被害を受けた方の多くは、家の中で亡くなったり怪我をしているのです。

自分自身が被災者にならないためには、まず、家具等の転倒・落下防止対策をする必要があります。

【転倒・落下防止のポイント】

- 転倒防止金具などで固定し、倒れにくくしておく。
- サイドボード、食器戸棚、窓などのガラスが飛散しないようにしておく。
- 本棚や茶ダンスなどは、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- 棚やダンスなどの高いところに危険な物を載せて置かない。
- 食器棚などに収納されているガラス製品（ビン類など）が転倒したり、すべり出さないようにしておく。

【具体的な固定方法】

- 二段重ねの家具類は、上下を平型金具などで固定する。
- 柱、壁体に固定する場合は、L型金具とモクネジで家具の上部を固定する。
- ガラスには、ガラス飛散防止フィルムを張る。
- 吊り戸棚などの開き扉は、掛金などにより扉が開かないようにする。
- 食器棚のガラス製品（ビン類など）が、転倒したりしないよう防止枠を設ける
※家具の固定は、次のような専用の機材を使わない方法もあります。
ダンスなどの足元の前面に楔（ダンボールや木片などを利用）を入れる。
家具と天井との隙間をダンボール箱で塞ぐ。
食器棚に敷紙を引いて食器等が揺れにくくする。

家自体の対策も重要です。

特に昭和56年以前に建築された住宅については、耐震診断を行い、強度が足りない場合には補強をする必要があります。

また、これから引越を考えている場合には、その土地が昔はどんな土地だったのか、今はどのような地勢になっているか、なども検討するといいでしょう。

昔の地名や東京都の地域危険度調査、浸水予想図などを参考にその土地がどのような状況にあるのか考えてみるといいでしょう。

もともとが沼のような土地では、地震の際の揺れは大きくなりますし、周りより少し低くなっているような土地であった場合には、集中豪雨等の際には浸水被害を受けてしまうかもしれません。

自分の家の塀はだいじょうぶですか？特にブロック塀やコンクリート塀については倒れないように補強するか、垣根に変更するなどの対策をしましょう。

2. 事前の準備はできていますか？

水や食料はありますか？トイレ対策はしていますか？家族との連絡はとれますか？

発災後にどのようにすごせるか、それは日頃からの準備にかかっています。家族や家が無事でも、水道や電気などのライフラインは止まってしまうかもしれません。水や食料がなかったり、トイレがとまってしまうなど、様々な困難が発生する可能性があります。

少しでも災害による困難を軽減するためにふだんから必要なものを用意しておくようにしましょう。

【非常備蓄品】

地震後の生活を支えるものです。

- ① 3日分の水・食料 飲料水は一人一日3リットルが目安。
- ② トイレ対策 簡易トイレ等（1週間程度を目安に）
- ③ 停電・ガス対策 ローソクや懐中電灯、ガスコンロ等

【非常持出品】

両手が使えるリュックサックなどに、避難の時必要なものをまとめて、目がつきやすく、持ち出しやすい所に置いておきましょう。

【特に必要なもの】常備薬・乳幼児のための粉ミルク・おむつなど

【体力等を考慮して】飲料水・食料・携帯ラジオ・衣類・履物・マッチやライター・貴重品・懐中電灯・救急セット・筆記用具・雨具（防寒）・チリ紙など

【あると便利】ウェットティッシュ・ビニール袋・サランラップ・保険証（コピー）

※ 避難する際には、ヘルメット（帽子）・手袋・厚手の靴を身に付けて避難しましょう。

【防災準備品】

地震直後の活動や火災、家屋倒壊に備えるもの。

- ① 安全に行動するために
スリッパやスニーカー、懐中電灯など。情報を得るためのラジオも。
- ② 火災に備えて
消火器・三角消火バケツ・風呂の水の汲み置きなど。
- ③ 救出・救護に備えて
おの・ハンマー・スコップ・大パール・防水シート・のこぎりなど。

【家族での話し合い】

- ① 地震が発生した時の家族の役割分担は決まっていますか？
- ② お互いの連絡方法や集合場所は決まっていますか？
- ③ 避難場所や避難経路については確認してありますか？
- ④ お子さんやお孫さんは地震の時の行動がわかっていますか？

3. みんなで助け合おう

自分や家族の安全が確保できたら、近隣の人々の安全を確認しましょう。

発災直後に被災者を助けられるのは、近くにいる人だけです。普段から地域で防災対策について話し合い、訓練を行うことでより多くの人を助けることができるはずです。

市では地域のみなさんの防災活動を支援するために「防災市民組織」に対して補助金を交付しています。

【防災市民組織】

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの場所で同時に被害が出ますので、防災関係機関が一つ一つに直ちに救助活動を実施することは難しいことが予想されます。「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の精神による地域の防災行動力がなければ、被害はどんどん拡大してしまいます。

そこで、市では防災市民組織の結成による、市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与することを目的として毎年補助金を交付しています。この交付金によって各防災市民組織においては防災用品の購入や防災訓練の実施が行われています。19年8月末時点で、76組織の防災市民組織が結成されています。

【キーポイント】

- ① 防災市民組織の結成によって地域の防災行動力を強化する。
- ② 各防災市民組織には補助金を交付している。(年3万円。報告書の提出あり。)

○ 避難所と避難場所の違いについて

避難所

地震により家屋の倒壊・焼失などで被害を受けた方の避難生活の場。お近くの公立小中学校・都立高校(32箇所)となります。各地域でどこに避難するかを事前に市では指定していませんので、普段から各家庭・地域で話し合っておいてください。

※ 災害時の避難方法・避難する場所については「調布市防災マップ」を確認してください。

広域避難場所

災害時の延焼火災から一時避難する大規模公園、緑地等のオープンスペースを有する場所。市内10箇所指定。延焼火災がない場合には直接避難所へ避難していただいて構いません。

一時避難所

避難所に避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して安否確認や一時的に集団を形成する場所。公園、農地、空地など。

4. 調布市の対策

【初動要員】

平日の昼間であれば市職員は勤務中であるため、災害発生後、すぐに災害対策本部を立上げ、調布市地域防災計画に定められた各部の業務大綱に沿って、応急・復旧活動を実施します。また、学校についても教職員が勤務中であるため、直ちに避難所の開設が可能となります。

一方、休日・夜間に災害が発生した場合の対策としては、各避難所の近隣に住んでいる市職員5名づつを初動要員として配置しており、発災後すぐに避難所に駆けつけて備蓄倉庫の開放（都立高校を除く）及び体育館の開放を実施します。

各初動要員には防災備蓄倉庫の鍵を渡しており、また、各市立小中学校の防災備蓄倉庫の中には体育館の鍵が入っています。

災害発生時には市の初動要員全員が生存している保障はなく、もし初動要員が避難所へ駆けつけられない場合については、地域の皆さんで防災備蓄倉庫の鍵を壊して中の資器材を使用していただいてかまいません。

【キーポイント】

- ① 各避難所に初動要員を5名づつ配置。その他直接市役所に集まる初動要員もいる。
- ② 備蓄倉庫の鍵は初動要員の他、学校も持っている。
- ③ いざとなったら備蓄倉庫の鍵を壊してもかまわない。

【2次避難所】

調布市地域防災計画では災害時要援護者といわれる高齢者や障害者の皆さんのために地域センター等を2次避難所に指定しています。

しかし、これらの2次避難所については、地域センター等の受入れ体制が整わなければ利用できませんので、まずは、お近くの避難所（公立小中学校・都立高校）に避難していただき、受入れ体制が整いましたら要援護者の方は順次そちらへ移動していただくことになります。

また、市では調布養護学校と災害時の2次避難所の協定を締結しています。今後も災害時の2次避難所として避難可能な施設について検討してまいります。

【キーポイント】

- ① 災害時にはまずはお近くの避難所（公立小中学校・都立高校）へ避難する。
※ ただし、一人で避難すると安否の確認が取れないので必ず同行者や地域単位での避難をするようにする。（一時集合場所を決めておきましょう。）
- ② 2次避難所の受入れ体制が整ったら要援護者の方は順次そちらへ移動する。

【調布市の備蓄】

市では調布市地域防災計画に基づき、市内の公立小中学校（28校）に備蓄コンテナを設置しています。（各避難所の備蓄コンテナの中身はどこも同じです。）

調布市地域防災計画では、災害が発生し、市内の避難所に避難する方が約24,000人発生すると予想しています。これを約30の避難所で割ると1箇所あたり約800人が避難すると予想されます。これに基づき、各避難所には800人の3日分の備蓄を行っております。

しかし、災害時に多くの方が避難所へ備蓄品をとりに来た場合にあっという間になくなってしまいますので、市民の皆様におかれましては、普段から各ご家庭において最低3日分の水・食料の備蓄をよろしくお願いいたします。

備蓄品名	数量	備蓄品名	数量
アルファ米	6,000食	ごみ袋	1,000枚
哺乳びん	50本	ヘルメット	5個
毛布	400枚	乾電池 単一	60個
ビニールシート	300枚	乾電池 単二	60個
トイレットペーパー	48個	乾電池 単三	360個
石鹸	120個	組立トイレ	4台
手付紙コップ	2,000個	発電機	1機
スプーン	600本	投光器	1機
コンテナ（水の容器）	190個	工具類（スコップ・バール等）	1セット
ローソク	360本	救助用ロープ	2本
固形燃料	300個	ろ水器	1台
肌着セット	800個	浄水カートリッジ	12個
子供用オムツ	150個	袖机	1脚
大人用オムツ	100個	脚立	1台
衛生用品	35個	懐中電灯	2個
応急医療品	2セット	ハンドマイク	1個
カセットコンロ	7個	担架	1個
ラジオ付ライト	2個	組立式リヤカー	1台
携帯トイレ	800個	ガソリン携行缶	1個
粉ミルク	16缶	三角巾	160枚

【街頭消火器】

災害時及び火災発生時に備え、市民の皆さんが初期消火を実施できるよう、市では街頭消火器を設置しています。（現在市内に約750本程度）

また、品川道沿いには車両火災等に備え、幹線道路用の街頭消火器を順次設置しております。

【キーポイント】

- ① 消火器は普段から訓練をしていなければ使用できません。年に1度は市の総合防災訓練等で訓練しましょう。
- ② 共同住宅には設置が義務付けられています。

【防災無線】

災害時には電気・ガス・水道・電話といったライフラインが途絶えてしまいます。そうした中で、市民への情報伝達手段として有効なのが防災行政無線です。市では市内112箇所に防災行政無線塔を設置しており、災害時の避難勧告や市からの情報をお知らせします。（※バッテリーを搭載している。毎日点検を兼ねて、午後4時45分に定時放送をしています。）

また、市には東京都の防災行政無線が設置されており、災害時に東京都へ被害状況の報告をしたり、各防災関係機関に応援を要請します。

その他、調布エフエム（83.8MHz）と災害時の情報連絡の協定を締結しています。災害時に備え、普段からラジオを用意しておき、市からの情報に十分注意をして下さい。

【総合防災訓練】

市では毎年総合防災訓練を実施しています。災害時に慌てないためにも常日ごろからの訓練が必要です。年に1度は訓練を通して、災害時に備えておきましょう。

また、市の防災マップ等で防災に関する知識と情報を確認しておきましょう。

（防災訓練内容）

・住民参加型（自由参加）の避難訓練・初期消火訓練・応急救護訓練・救出救護訓練等、その他関係機関による発災対応の訓練も行っています。

参 考

木造住宅の耐震診断費用の助成

【助成対象となる住宅】

昭和56年5月31日以前に建築された市内の2階建て以下の木造住宅です。

(一つの建築物を複数の用途に使用している場合は、必ず居住用住宅がついていること。)

【助成対象者】

助成対象住宅を所有する個人(共有建築物の場合は、共有者全員の合意による代表者)

・一般助成対象者(支援助成対象者以外の方)

・支援助成対象者(次の世帯の世帯主又はこれに準ずる方)

ア 65歳以上のひとり暮らしの世帯又は60歳以上の方のみの世帯で、世帯の構成員に65歳以上の方がいる世帯

イ 身体障害者手帳又は東京都の愛の手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が4級以上の方又は3度以上の方がいる世帯

【助成金の額】

・一般助成対象者

診断に要した経費の3分の1に相当する金額で5万円を上限とします。(100円未満の端数切捨て)

・支援助成対象者

耐震診断費用の3分の2で限度額は10万円まで(100円未満の端数切捨て)

※詳しくは 住宅課住宅係(電話 042-481-7141)にお尋ねください。

◎ 本制度の助成後、「調布市居住環境改善資金補助制度」による改修工事(防災・安全適応住宅改修工事)を実施する場合、耐震改修に要した経費の2分の1に相当する額で、30万円を上限に補助金が交付される場合があります。詳しくは住宅課にお問い合わせください。

高齢者世帯の家具転倒防止器具等の取り付け

【対象】

65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の者のみで構成される世帯の方。

【内容】

タンス・食器棚・本棚等の家具を、家屋の柱・壁等に固定します。

①器具数量 家具1台につき2個まで

②取付家具台数 1世帯につき5台まで

【器具の種類】

下敷きマット・つっぱり棒・チェーン式・金具・戸棚ロック

※借家の方は、下敷きマットの場合を除き、取り付けには家屋の所有者または、管理者の承諾が必要。

【費用負担】

無料(器具本体と取り付け補助材は自己負担となります)

取り付けは調布市シルバー人材センターが行います。

※詳しくは 高齢者支援室 高齢福祉担当(042-481-7148~50)にお尋ねください。